○我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年1月11日規則第2号

改正

平成25年9月9日規則第35号

平成27年9月30日規則第52号

我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(公募の方法)

- 第2条 条例第2条第1項に規定する公募は、広報あびこ及びホームページに掲載する方法で行う。
- 2 前項の公募は、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。
 - (1) 施設の概要
 - (2) 申請者の資格
 - (3) 申請の期間
 - (4) 申請に必要な書類
 - (5) 選定の基準
 - (6) 選定結果の公表
 - (7) 管理の基準
 - (8) 業務の範囲及びその内容
 - (9) 利用料金に関する事項(利用料金を指定管理者に収受させる場合に限る。)
 - (10) 指定する期間
 - (11) 指定する期間内に指定管理者に支払う指定管理料の上限額
 - (12) 我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号)の適用の有無
 - (13) その他市長が必要があると認める事項

(申請書等)

- 第3条 条例第3条に規定する申請書は、我孫子市指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。
- 2 条例第3条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 管理に係る事業計画書
 - (2) 管理に係る収支計画書

- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が必要があると認める書類

(選定結果の通知)

第4条 条例第6条に規定する選定結果の通知は、我孫子市指定管理者選定結果通知書(様式第2号)により行う。

(指定書の交付)

第5条 条例第8条第1項の規定により指定をしたときは、我孫子市指定管理者指定書(様式第3号)を交付する。

(指定の告示)

- 第6条 条例第8条第2項に規定する告示の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 指定をした日
 - (2) 管理を行わせる施設の名称
 - (3) 指定をした団体の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - (4) 指定の期間

(協定事項)

- 第7条 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 施設の管理に関する事項
 - (2) 利用料金に関する事項(利用料金を指定管理者に収受させる場合に限る。)
 - (3) 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
 - (4) 保有個人情報の保護に関する事項
 - (5) 事業報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (7) その他市長が必要があると認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規則第52号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条第1項関係)

我孫子市指定管理者指定申請書

年 月 日

我孫子市長あて

所在地 申請者 団体の名称 代表者 •① 電話

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 管理に係る事業計画書
 - (2) 管理に係る収支計画書
 - (3) 経営状況を説明する書類
 - (4) その他

様式第2号(第4条関係)

我孫子市指定管理者選定結果通知書

第 号年 月 日

Đ

様

我孫子市長

年 月 日付けであった指定管理者の申請については、選考の結果、 (次のとおり選考した) ので通知します。

- 1 施設の名称
- 2 指定について

年 月我孫子市議会定例会に付議し、議決後指定します。

様式第3号(第5条関係)

我孫子市指定管理者指定書

 第
 号

 年
 月

 日

1

様

我孫子市長

年 月我孫子市議会定例会において議決されたので、次のとおり指定管理者に指定する。

捐	記	した	2	称								
公の		施設	所	在地								
	指	定	期	間		年	月	日から	年	月	目まで	